

障害者の雇用促進にご理解とご協力をお願いします

障害者雇用促進法の改正により、障害者の法定雇用率が引き上げられます。令和6年4月から民間企業の法定雇用率は2.3%から2.5%となり、対象事業主の範囲は常用雇用労働者数が43.5人以上から40.0人以上となります。

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害理解や障害者の雇用促進を目的に、区内産業団体、ハローワーク渋谷、世田谷区など30団体から構成され、障害者雇用についての研修会「障害者雇用支援プログラム」を実施しております。

今後も障害者雇用に関するさまざまなプログラムを予定しておりますので、ぜひご参加いただくとともに、更なる障害者雇用の促進にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課
TEL: 03-5432-2425



区との契約に関するお願い

区は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることのできる社会の実現を目指しています。本条例では、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティの違いまたは国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消を規定しております。

事業者の皆様には、働くすべての人がそのライフスタイルに応じて多様な生き方を選択できるよう、募集、採用および昇進など、あらゆる場面で、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、民族等の違いによる不当な取り扱いがないよう配慮し、事実上生じている不当な取り扱いについても積極的に改善するようお願いいたします。特に、世田谷区との契約を交わした事業者の皆様については、その履行にあたっては、十分ご留意くださいますよう、お願いいたします。

詳しくは、区ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
TEL: 03-6304-3453



令和6年4月1日以降の「労働報酬下限額」

世田谷区では、公契約条例において区が事業者と結び契約(公契約)に従事する労働者の最低賃金を「労働報酬下限額」として定めています。事業者は公契約においてこの下限額に従い適正な賃金を支払うように努めなければなりません。

対象契約	労働報酬下限額(1時間あたり)
予定価格3千万円以上の工事請負契約	①国土交通省定義の51職種技能労働者のうち熟練労働者 →公共工事設計労務単価の85% ②見習い・手元等の未熟練労働者、年金等受給による賃金調整労働者 →公共工事設計労務単価の軽作業員比70% ③上記に該当しない労働者 →1,330円
予定価格2千万円以上の工事請負契約以外の契約(委託等)	1,330円

お問い合わせ 世田谷区財務部経理課公契約担当
TEL: 03-5432-2965
FAX: 03-5432-3046



福祉×クリエイターの音楽プロジェクト セタオーレーベル

セタオーレーベルは、区の産業プラットフォーム「SETAGAYA PORT」のプロジェクトの一つです。区内福祉作業所で収録した生活音などからクリエイターが楽曲を制作しています。楽曲は様々な音楽配信プラットフォームで聴くことができ、再生数に応じて福祉作業所やクリエイターに収益が分配されます。

今年度は新たに5曲が追加され、合計8曲を配信しています。リラックスした雰囲気のある楽曲が多く、作業用や店舗のBGMにもおすすめです。

サンプルも公開していますので、一度、聴いてみませんか？



お問い合わせ 世田谷区経済産業部産業連携交流推進課
TEL: 03-3411-6653



キッチンカー出店情報MAP

世田谷区の公園や施設にキッチンカーが出店しています。お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください！出店情報の詳細は、アプリSHOP STOPをご確認ください。

毎日のメニューと出店場所は専用アプリでチェック！
今すぐアプリをダウンロード
ダウンロードはこちらから▶

キッチンカー出店を希望される方

出店事業者を随時募集しています。ご希望の方は株式会社MellowのHPよりお問い合わせください。

お問い合わせ 世田谷区経済産業部
産業連携交流推進課
TEL: 03-3411-6644

